

「公認心理師法施行規則第三条第一項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（案）及び公認心理師法施行規則第三条第四項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（案）に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 5 年 5 月 10 日
厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

「公認心理師法施行規則第三条第一項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（案）及び公認心理師法施行規則第三条第四項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（案）に関する御意見の募集について」については、令和5年3月27日から令和5年4月25日まで御意見を募集したところ、51件の御意見を頂きました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の考え方は以下のとおりですので、公表します。

御意見については適宜要約等の上、取りまとめていますので御了承ください。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見等に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

御意見等をお寄せいただいた皆様に御礼申し上げます。

項番	御意見の内容	御意見等に対する考え方
1	<p>講習会の講義時間を短縮すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常業務をこなしながら、講習を受けるのは業務への支障が出る可能性が高い。 ・講習会の内容で、心理演習に関する講義と演習が、34時間のうち16時間もあり演習に偏りすぎている。 ・臨床心理士・公認心理師を教育し、育成する機関において、既に多くの業務を担い、また研究活動も行なっている教員（公認心理師）が、その中、さらに講習を受けるということは現実的ではない。 ・実習を受けて入れている外部機関においても、実習指導者が14時間もの講習を受けることは不可能に近い。実習を断られる可能性が高くなり、公認心理師育成のシステム自体が崩壊する可能性が高い。 	<p>公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第3条第1項及び第4項の実習演習担当教員及び実習指導者は、当該者を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならぬと規定しており、今般この基準を定めるものです。</p> <p>また、講習会の受講を実習演習担当教員及び実習指導者となる要件としている趣旨は、実習及び演習について適切な指導体制を構築及び維持する必要があるためであり、講習会の内容については、令和4年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の多様な活躍につながる人材育成の在り方に資する調査」にて検討したもので、上記目的に沿った科目及び内容としています。</p> <p>公認心理師実習演習担当教員養成講習会及び公認心理師実習指導者養成講習会の実施方法は対面による講義及び演習を基本としますが、講義科目については同時双方向型又はオンデマンド型、演習科目については同時双方向型で、講習会の実施に支障がない範囲で、Web配信形式で実施することも差し支えないこととしています。</p> <p>また、講習会の開講時期及び開講パターンについては、現に就労している方が円滑に講習会を受講することができるよう、開講時期については、夏季休暇、冬季休暇等を活用した集中的な実施や複数の時期に分割した実施とするとともに、開講パターンについては、平日及び昼間の開講に限らず、休日及び夜間に開講するなど、受講者の便宜に配慮し工夫することとしています。</p>

項番	御意見の内容	御意見等に対する考え方
2	<p>オンラインで受講できるようにすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習指導者である実務者及び多忙を極める教員が講習を受けやすくするために、また感染症対策のためにも、オンラインでの受講ができるようにすべき。 ・ 講義部分はオンラインのオンデマンド配信として、一定期間内に視聴した上で、オンラインでのライブ配信で演習を受けられるようにすべき。 ・ e-ラーニングや録画した講習のオンライン視聴を可能にするべき。 ・ 演習においては Zoom や Teams などを用いたオンライン双方向の形態での実施を検討すべき。 	<p>公認心理師実習演習担当教員養成講習会及び公認心理師実習指導者養成講習会の実施方法は対面による講義及び演習を基本としますが、講義科目については同時双方向型又はオンデマンド型、演習科目については同時双方向型で、講習会の実施に支障がない範囲で、Web 配信形式で実施することも差し支えないこととしています。</p> <p>また、講習会の開講時期及び開講パターンについては、現に就労している方が円滑に講習会を受講することができるよう、開講時期については、夏季休暇、冬季休暇等を活用した集中的な実施や複数の時期に分割した実施とするとともに、開講パターンについては、平日及び昼間の開講に限らず、休日及び夜間に開講するなど、受講者の便宜に配慮し工夫することとしています。</p>
3	<p>受講費用を減額すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習のために職場を休むとその日のお給料が支払われず、且つ講習費を自腹で払うということになる可能性があり、可能な限り負担を減らすべき。 ・ 講習費は無料か少額にするなど可能な限り負担を減らしていただきたい。 	<p>受講料については、実施主体において適切に設定されるものと考えます。</p> <p>なお、厚生労働省においては、今年度から、民間団体が公認心理師実習演習担当教員養成講習会及び公認心理師実習指導者養成講習会を実施する費用を補助する事業を実施します。</p>
4	<p>受講期間を設定すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すぐに講習を受けられない実習先がありそうのため、「講習を〇年以内に受ける」など、猶予期間を設けてほしい。 	<p>公認心理師実習演習担当教員養成講習会及び公認心理師実習指導者養成講習会の受講期間については、実施主体が当該講習会を実施する年度内に受講してもらうこととしています。</p> <p>講習会の開講時期及び開講パターンについては、現に就労している方が円滑に講習会を受講することができるよう、開講時期については、夏季休暇、冬季休暇等を活用した集中的な実施や複数の時期に分割した実施とするとともに、開講パターンについては、平日及び昼間の開講に限らず、休日及び夜間に開講するなど、受講者の便宜に配慮し工夫することとしています。</p>

項番	御意見の内容	御意見等に対する考え方
5	<p>経過措置を設けるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律が制定された時に想定されていた状況と現在の状況には大きな乖離があることも否定しがたく、移行措置期間の延長を希望する。 ・ 全ての大学教員と実習先の公認心理師が法定講習会科目を全て修めるまでには、一定の時間がかかると考えられるため、実習演習担当教員及び実習指導者が法定講習会を履修または検討している間も指導ができるよう、法定講習会開始から7年間の経過措置を設けるべき。 ・ 施行規則附則第8条（実習演習担当教員及び実習指導者に関する経過措置）第二項について、経過措置ではなく、恒久措置とするべき。 ・ いつから「講習」の「修了」が教員、指導者に求められるのか。 	<p>施行規則附則第8条に規定する経過措置は、法の施行及び施行規則の制定された平成29年当時には、「公認心理師の資格を取得した後、法第二条各号に掲げる行為の業務に五年以上従事した経験を有する者」という実習演習担当教員及び実習指導者となる要件を満たしている者が存在しないことから行われた措置であり、既に法及び施行規則の施行から一定の年数が経過しているため今回、講習会の基準を定めるものです。施行規則附則第8条に規定する経過措置については、当分の間、継続することとしており、講習会の受講状況などを踏まえ、経過措置の終了時期については引き続き検討していきます。</p>
6	<p>国から実習受入機関へ適切に周知をすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習受入先が減ってしまう懸念がある。 ・ 国が、実習先に該当する機関へ要請依頼をするべき。 	<p>実習生の受入れについては、「公認心理師養成に係る実習生の受入れに関する御協力をお願いについて（依頼）」（平成29年9月15日付け29文科初第883号・障発0915第11号文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において周知しているところですが、実習生の受入れに御協力いただけるよう、各都道府県、各市区町村等に対して、引き続き周知して参ります。</p>
7	<p>講習科目には同一の名称のものが見受けられ、内容もある程度は共通すると考えられるが、担当教員と実習指導者それぞれの視点に即した内容とすべき。</p>	<p>施行規則第3条第1項及び第4項の実習演習担当教員及び実習指導者は、当該者を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならないと規定しており、今般この基準を定めるものです。</p> <p>また、講習会の受講を実習演習担当教員及び実習指導者となる要件としている趣旨は、実習及び演習について適切な指導体制を構築及び維</p>

項番	御意見の内容	御意見等に対する考え方
		<p>持する必要があるためであり、講習会の内容については、令和4年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の多様な活躍につながる人材育成の在り方に資する調査」にて検討したもので、上記目的に沿った科目及び内容としています。</p>
8	<p>当該講習会を修了した者の名簿を公認心理師を養成する教育機関の団体等に提供すべき。</p>	<p>公認心理師実習演習担当教員養成講習会修了者名簿及び公認心理師実習指導者養成講習会修了者名簿については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室、受講生等からの照会等に対応できるよう、実施主体が保管することとしています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>従来の基準（施行規則附則第8条）と今回の基準が同等であることのエビデンスを示すべき。</p>	<p>講習会の内容については、令和4年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の多様な活躍につながる人材育成の在り方に資する調査」にて検討したもので、上記目的に沿った科目及び内容としています。</p>
10	<p>いずれかの科目の中に、ハラスメント防止の項目を入れるべき。</p> <p>実習指導者がハラスメントについて十分な問題意識を持つとともに、ハラスメントを起こさないための措置について学ぶことが必要と考える。</p>	<p>講習会の科目の内容、到達目標等については、「公認心理師実習演習担当教員養成講習会の実施について」（文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添「公認心理師実習演習担当教員養成講習会実施要領」及び「公認心理師実習指導者養成講習会の実施について」（文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添「公認心理師実習指導者養成講習会実施要領」で通知します。</p>
11	<p>実習演習担当教員および実習指導者になるための要件として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 少年鑑別所の庶務課に勤務する職員であって、寮勤務を伴う当直を行っている職員 <p>を含めるべき。</p>	<p>実習演習担当教員及び実習指導者については、演習及び実習の性質上、公認心理師の資格を有している者が実習及び演習について指導する必要があるため、公認心理師の資格を有している者であることを要件としています。</p>

項番	御意見の内容	御意見等に対する考え方
12	講習会を行う「法人」はどこが担うのか。	<p>公認心理師実習演習担当教員養成講習会・公認心理師実習指導者養成講習会の実施主体は、公認心理師法施行規則第3条第1項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準別表・公認心理師法施行規則第3条第4項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準別表に定める全ての科目について講習を行うことができる法人であって、「公認心理師実習演習担当教員養成講習会の実施について」（文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添「公認心理師実習演習担当教員養成講習会実施要領」・「公認心理師実習指導者養成講習会の実施について」（文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添「公認心理師実習指導者養成講習会実施要領」に定める内容及び令和4年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の多様な活躍につながる人材育成の在り方に資する調査」報告書に掲載されたシラバスの内容に基づき講習会を実施できる法人並びに「公認心理師実習演習担当教員養成講習会の実施について」（文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添「公認心理師実習演習担当教員養成講習会実施要領」別表・「公認心理師実習指導者養成講習会の実施について」（文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添「公認心理師実習指導者養成講習会実施要領」別表に定める到達目標の達成に向けて効果的に講習会を行うことができる法人であることとしています。</p>
13	いつから講習が始まるのか。	<p>令和5年度の講習会の実施（講習会の周知及び受講者の募集を含む。）については、令和5年8月1日以降としており、開催時期については、公認心理師実習演習担当教員養成講習会及び公認心理師実習指導者養成講習会の実施者が決定します。</p>

